

基本方針（素案）に係る意見等

No.		内 容	対応方針
1	徳永委員	<p>・将来の自動車の利用率の低下という説明に関しては、宮城県内で自動車免許保有率の最も低い仙台都市圏の状況を鑑みても、反対に将来的には上昇するのではないかと思われる。</p> <p>そのことにより車社会に対応できない住民の数は絶対数としては減少する可能性もあり、それがますますバス等の衰退を招いて、車社会に対応できない住民がますます孤立化し、生活がしにくい状況に追い込まれるということと、それを支える財政負担が非常に大きいものになるということが問題なのではないか。</p>	○意見の趣旨について、基本方針に反映。
2	大泉委員	<p>・現状の問題の中に経済産業的な視点が必要ではないか。</p> <p>また、活力あるまちづくりについても、やはり地域経済の視点というものをはずせないと思うが、基本的な方向の中に地域産業の振興、地域経済の振興というような方向性が示されていないのではないか。</p> <p>・将来の課題に人口減少社会の到来と高齢化の進展が上げられているが、これはもう現在進展していることであり、社会的な背景であり前提の条件でもあるので、少し書き分けが必要ではないか。</p>	○意見の趣旨について、基本方針に反映。
3	山田会長 千葉委員	<p>・仙台市の場合はある意味で大都市であり、一方の地方の中小都市とではかなり対応の有り様も違ってくるかと思う。</p> <p>千葉委員からお出しいただいた大都市と中小都市問題の確認を、細々と書かなくてもいいが、それに対する認識をこのまちづくりの基本的な方向の中でどう表現するかを少し検討していただきたい。</p> <p>・様々な機能を歩いて暮らせる範囲の中にコンパクトにまとめるといった場合、それは仙台では可能性があるが、それ以外ではむしろそれを実現したがゆえに経営難に陥るといようなことは、もう歴史的に事実としてある。</p> <p>・歩いて暮らせるまちづくりというのも難しい表現であるが、その地域に応じた機能の役割分担というのを考え、その上で地域交通ネットワークの整備という形ではないか。</p>	○意見の趣旨について、基本方針に反映。

4	大崎市	<p>・「コンパクトで活力あるまちづくりの推進」を目的として、特定大規模集客施設の立地誘導を行うものであるが、立地誘導地域以外で集客施設又は特定大規模集客施設を設置する者への地域貢献活動が「コンパクトで活力あるまちづくりの推進」に寄与する活動を実施していただくことの矛盾を指針で解消していただきたい。</p> <p>※商業活動を重視し、県知事の勧告を受けても立地誘導地域以外への集客施設等の立地を実施する行為があった場合、その行為そのものが、市町村における「コンパクトで活力あるまちづくりの推進」に反するため、地域貢献活動の目的と集客施設等設置者の考えに、相違がある状態で地域貢献活動が実施されるため。</p>	<p>○条例では、立地場所や施設の規模を限定することなく、すべての集客施設の設置者に対して地域貢献活動の実施と実施状況の公表に努めるよう求めており、基本方針や地域貢献活動ガイドラインの策定、特定大規模集客施設を対象とした地域貢献活動計画及び実施状況報告の公表制度などを通して、適切な地域貢献活動の実施を促進していきたい。</p>
5	商店街振興組合連合会	<p>・これからの街づくりの視点としては、地域コミュニケーション、地域コミュニティの充実を重点としたコンパクトな街を構築することが必要である。</p> <p>環境問題への対応が地球規模的な課題であると同時に超高齢化社会の到来を見据えた状況の中で、今後は車に頼らない徒歩圏内に行政機能、病院等の公共施設や商店街が存在し、地域住民の利便性が確保されることが重要であり、同時に地域社会の重要な基盤である地元商業者が生計を維持できる環境をも確保し、あらゆる層、世代が安心して暮らせる街づくりを確保することが求められる。</p>	<p>○意見の趣旨について、基本方針に反映。</p>
6	商工会連合会	<p>1 都市機能を持っていない地域への配慮</p> <p>宮城県の場合には、仙台市以外は残念ながら都市機能を持っていないのが現状であり、商店街も形成されていない地域も多いことから、その地域に対しては基本的な方向性の中で配慮していただきたい。</p> <p>2 地域貢献活動計画における具体的な目標の明示</p> <p>地域貢献活動計画作成時において、具体的な数値目標等を明示し実施状況報告時に具体的な達成度が判断できるようにしていただきたい。</p> <p>なお、実施状況報告時に達成度が著しく低い場合は、県から行政指導ができるようにしていただきたい。</p>	<p>○意見の趣旨について、基本方針に反映。</p> <p>○地域貢献活動はそもそも自主的・自発的な活動であり、強制的に行わせることは難しいものの、計画・実施状況の公表がわかりやすいものとなるよう、地域貢献活動ガイドラインにおいて、数値目標等の設定を奨励していきたい。</p>

	<p>3 地域貢献ガイドラインに盛り込むべき活動の追加項目</p> <p>(1) 伝統的商慣習への協力</p> <p>仙台市の初売りは全国的にも有名であるが、近年、地域の商慣習を無視して大型店の多くは元旦から営業し、伝統的行事であった初売りは有名無実化している。</p> <p>仙台市や地方都市の初売り等、地域の文化とも言える商慣習に大型店は協力していただきたい。</p> <p>(2) 新型インフルエンザ流行時における物資の供給</p> <p>強毒性のインフルエンザが流行した場合には、電気・水道等の生活インフラが麻痺する可能性もあり、物資の供給についても同様なことが懸念されている。農林水産省が推奨する強毒性流行の場合の食糧備蓄は2週間分が目安とされているが、同省の調査では約7割が「備蓄なし」と回答している。</p> <p>強毒性流行時において、大型店は行政及び地元商店会等と連携し、物資の安定的な供給に務めていただきたい。</p>	<p>○意見の趣旨について、地域貢献活動ガイドラインに反映。</p>
--	---	------------------------------------